



# 市からの連絡帳

## 6月11日(日) 各種サービス停止

セキュリティ強化対策の実施による切替作業に伴い、次のサービスが6月11日(日)午前9時～午後1時の間停止し、1時～6時の間はつながりにくくなります。ご理解とご協力をお願いします。

- 市ホームページサービス ●図書館システムサービス ●公共施設予約サービス

◆情報推進課 ☎042-460-9806

### 6月は、市・都民税

#### 普通徴収第1期の納期です。

～納付には、便利な口座振替を～

◆納税課 ☎042-460-9831

## 税・年金・届け出

### 家屋調査(新築・増築・改築分)にご協力を

対象期間中に新築・増改築などをした家屋は、平成30年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。これに伴い、市では税額の基となる家屋の評価額を算出するため、家屋調査を行っています。

対 1月2日～平成30年1月1日の期間中に新築・増改築などをした家屋

調査内容 市職員が対象家屋を訪問し、家屋の内装・外装(屋根・外壁・天井<sup>など</sup>)および住宅設備(風呂・トイレ<sup>など</sup>)を調査します。

調査日時 家屋の所有者に事前に書面でお知らせし、都合の良い日時に伺います。書面が届きましたらご連絡ください。  
◆資産税課 ☎042-460-9830

### 市税納付を口座振替に

～夜間・休日 期間限定窓口を開設～

ページー口座振替受付サービスは、金融機関のキャッシュカードを専用端末に

通すことで口座振替を申し込めるサービスです。

市・都民税(普通徴収)の平成29年度納税通知書送付に伴い、ページー口座振替登録のため、夜間と休日に期間限定窓口を開設します。この機会に便利な口座振替登録をしてみませんか。今回のご登録で、平成29年度1期からの口座振替に間に合います。

対 市・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料

#### 利用可能な金融機関

- 銀行…みずほ・三菱東京UFJ・三井住友・りそな・東京都民・ゆうちょ
- 信用金庫…東京三協・西京・西武・東京・多摩
- そのほか…中央労働金庫

時 ●6月12日(月)～16日(金)午後8時<sup>まで</sup>

●6月17日(土)午前9時～午後3時

場 納税課(田無庁舎4階)

持 キャッシュカード(暗証番号)・申請者の本人確認書類・平成29年度の納税通知書

※生体認証ICカードなど、一部取り扱いできないカードあり

◆納税課 ☎042-460-9831

### 4月分(6月支払い分)からの年金額

4月分からの年金額は、6月上旬に日本年金機構から送られる年金額改定通知書(はがき)でご確認ください。

※端数処理のため、月額で数円の増減が生じる月があります。

問 武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411

◆保険年金課 ☎042-460-9825

### マイナンバーカードの申請が窓口でも可能になりました

今まで郵送で受付していたマイナンバーカードの申請について、申請者ご本人が必要書類を持参することで、窓口での受付が可能になりました。

窓口で申請したカードは、本人限定受取郵便でご自宅へ送付します。

受付場所 市民課(田無庁舎2階・保谷庁舎1階・出張所)

#### 受付時間

●平日…午前9時～11時30分・午後1時～4時30分

●土曜…午後2時～4時30分(第1(土):保谷のみ、第2(土):田無のみ)

持 ●通知カード(マイナンバーが記載された緑色の紙製のカード)および個人番号カード交付申請書 ●顔写真(縦4.5cm×横3.5cm。最近6カ月以内に撮影された正面・無帽・無背景のもの) ●本人確認書類(下記のうち2点以上)

運転免許証・パスポートなど官公署発行の顔写真付きのもの・健康保険証・年金手帳・預金通帳・社員証・学生証などで、氏名と生年月日または氏名と住所が記載されたもの

●住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)  
※書類に不足があった場合、窓口で申請を受けることができません。カードはご自宅ではなく、窓口での受け取りになります(約3～4週間後)。

※詳細は、市HPをご覧ください。

◆マイナンバー専用ダイヤル

☎042-460-9845

◆市民課 ☎042-460-9820

保 ☎042-438-4020

## 福祉・子育て

### 臨時福祉給付金(経済対策分)の申請をお忘れなく!

申請期限 6月30日(金)(消印有効)

期限内に申請が行われなかったときは、給付金(1万5,000円)を受け取れませんのでご注意ください。

◆臨時福祉給付金窓口 ☎042-497-4976

### 平成29年度 移動支援・生活サポート・日中一時支援の更新

移動支援・生活サポート・日中一時支援は、6月30日が利用期限です。現在、登録をしており引き続きサービスを利用する方は、更新手続きが必要ですので、申請してください。

場 障害福祉課(保谷庁舎1階)

持 認め印・現在利用中の受給者証(お持ちの方)

申請期限 6月12日(月)

◆障害福祉課 ☎042-438-4034

### 障害福祉課窓口到手話通訳者配置

各庁舎での手続き・相談などで、ぜひご利用ください。

6月・7月の配置日

日にち	場所
6月14日(水)	保谷庁舎
16日(金)	田無庁舎
7月12日(水)	保谷庁舎
21日(金)	田無庁舎

※いずれも午後1時～5時

配置日以外にも手話通訳者の派遣を行っています。詳細は、お問い合わせください。



◆障害福祉課 ☎042-438-4034・☎042-423-4321

### 児童手当・児童育成手当の現況届をお忘れなく!

6月1日現在、児童手当・児童育成手当(育成手当・障害手当)を受給している方に、各現況届の用紙を送付しますので、6月30日(金)までに必ずご提出ください。

提出方法 ●子育て支援課(田無庁舎1階)へ持参(郵送可)

●市民課(保谷庁舎1階)・出張所<sup>とうきん</sup>に設置してある専用の回収ポストへ投函

※記入漏れや添付書類漏れにご注意ください。

◆子育て支援課 ☎042-460-9840

## くらし

### 廃棄物処理手数料の減免申請

減免対象者がいる世帯の指定収集袋(ごみ袋)の配布申請を受け付けます。

詳細は、5月15日号・市HPをご覧ください。

◆ごみ減量推進課 ☎042-438-4043

## 市民税・都民税(住民税)納税通知書の送付

◆市民税課 ☎042-460-9827・9828

平成29年度市・都民税が課税となり、納付方法が普通徴収(納付書または口座振替による個人での納付)の方と公的年金からの特別徴収(引き落とし)の方を対象に、納税通知書を送付します。

納税通知書には、平成28年中の所得および各種控除の内容や、それを基に計算した市・都民税の税額が記載されています。なお、金融機関などの窓口で納めていただく方には、納付書が同封されています。納付書は1枚ずつ期別ごとに分かれていますので、納期限をよく確認して納付してください。

詳細は、納税通知書に掲載している説明や同封されているお知らせをご覧ください。

※非課税の方への送付はありません。

※徴収方法が給与からの特別徴収(引き落とし)となっている方には、特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)を勤務先へ送付しています。

#### ◆納税通知書の発送日

●65歳未満(4月1日現在)の方…6月5日(月)

●65歳以上(4月1日現在)の方…6月13日(火)

#### ◆市民税・都民税が給与から特別徴収となっても納税通知書が届く方

勤務先へ送付した特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)は、給与からの特別徴収分の税額の内容を記載しているものです。

給与からの特別徴収をしている勤務先以外からの

収入(公的年金などの雑所得・事業所得・そのほかの勤務先からの給与収入<sup>など</sup>)があった方は、徴収方法が特別徴収と普通徴収の両方になる場合があります。この場合には、給与からの特別徴収の方でもご自宅に納税通知書が届きますので、内容をご確認ください。

#### ◆納付について

今回送付する納税通知書(口座振替の方を除く)に同封する納付書の納付場所や支払方法など詳細は、納税通知書6ページをご覧ください。なお、コンビニで納付が可能なのは納付書1枚当たりの税額が30万円以下のものです。

#### ◆課税・非課税証明書の発行

平成29年度(28年中の所得)の証明書の発行…6月5日(月)より

※市・都民税の納付方法が、全て給与からの特別徴収の方の場合、下記交付窓口においては5月15日から発行しています。

交付窓口 市民税課(田無庁舎4階)・市民課(保谷庁舎1階)・出張所

#### ◆コンビニでの証明書の発行

利用者用電子証明書の暗証番号を登録しているマイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニの多機能端末(マルチコピー機)で証明書を取得できます(午前6時30分～午後11時(12月29日～1月3日・メンテナンス時を除く))。

証明書を発行できるのは、①市・都民税申告書または確定申告書を提出した方 ②給与や公的年金などの支払先から支払報告書などの提出があった方 ③①と②に該当する方の扶養親族として申告書などに氏名の記載がある市内在住の方です。

※①～③に該当しない方は、申告を受け付けてから証明書の発行までに1カ月ほどかかる場合があります。既に申告書を提出している場合でも、提出時期によっては、同様の期間を要する場合があります。市・都民税の申告は、市民税課(田無庁舎4階)で受け付けています(郵送可)。

#### ◆平成29年度に非課税となる方

●平成29年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている

●平成28年分の合計所得金額が125万円以下の障害者・寡婦・寡夫・未成年者(平成9年1月3日以降生まれ)

●平成28年分の合計所得金額が下表以下

#### 市・都民税非課税限度額

扶養人数※	合計所得金額
0人(本人のみ)	35万円
1人	91万円
2人	126万円
3人以上	1人増ごとに35万円加算

※扶養人数…控除対象配偶者と扶養親族(年少扶養親族を含む)を合計した人数